

監督署の窓

事業主等に労災保険給付の費用負担がかかる場合があります

事業主は、常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っている事業は労働保険の成立手続を行う義務があります。労働者は、業務災害だけでなく、通勤災害による負傷や疾病に関しても労災保険給付を受けることができます。

労働基準法では、事業主は労働者が業務災害による負傷や疾病を発症した場合、労働者に対し災害補償をしなければならぬと規定されています。



が、業務災害に対する事業主責任に関して、労災保険に請求し国が補償することによりその責任を果たしたと解釈されます。

このような中で、労災保険法上において、事業主等にその費用の負担を求める規定について説明いたします。

◎労働者に対する事業主の費用負担

「事業主等からの費用徴収」については、労災保険法第31条第1項に規定されており、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することになります。ただし、療養（補償）給付及び介護

（補償）給付は費用徴収の対象にはなっておりません。

第1号は、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に生じた事故です。遡って保険料を徴収する他に「故意」に手続きを行わないものと認定した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の価額の100%を、「重大な過失」と認定した場合、40%を徴収します。「故意」とは、労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けたにも関わらず、手続きを行わなかった場合です。「重大な過失」とは、行政機関から指導は受けていないものの、労災保険の適用事業場になった時から1年を経過して、なお手続きが行われなかった場合です。

第2号は、一般保険料を納付していない期間中に生じた事故です。督促

状の期限内に納付しない場合に適用されます。当該規定に該当する場合は、保険給付額の価額の40%を徴収することになります。

第3号は事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故です。ここでいう「故意又は重大な過失」とは、法令に危険防止のための直接的措置が規定されている場合に、事業主が明白に違反したことによって事故が発生させたと認められる時や、監督行政庁より具体的措置について指示を受けているにもかかわらず、その措置を講ずることを怠ったために事故が発生させたと認められる時などが該当します。当該規定に該当する場合は、保険給付額の価額の30%を徴収することになります。

◎派遣社員に対する派遣先事業主への費用負担
派遣労働者の被った労

働災害のうち、派遣先事業主の安全衛生法令違反が直接の原因と認められる場合には、派遣先事業主が被災者への損害賠償責任を負うものとして第三者行為災害として取り扱います。

既に被災者が損害賠償を受領している場合は、保険給付を行う際にその受領額を控除することになります。被災者に労災保険給付を行った場合には、その価額を限度に派遣先事業主に求償をすることになります。この場合、求償額は派遣先事業主の過失に応じて決めることとなります。

以上が事業主等に対する費用負担の規定ですが、被災者自身に故意又は重大な過失が認められる場合には、被災者等に支給する保険給付の全部又は一部を制限する「支給制限」という規定もあります。

イラスト・木村武司